

注記(全体会計)

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、地方公営企業会計においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当ありません。

② 満期保有目的以外の有価証券……………該当ありません。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、一般会計及び地方公営事業会計においては、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30% 以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品、貯蔵品等……………個別法による原価法

ただし、地方公営企業会計においては、先入先出法による原価法によっています。

② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいており、主なものは以下のとおりです。

建 物 6 年～60 年(建物附属設備含む)

工作物 3 年～80 年

物 品 2 年～38 年

② 無形固定資産……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

④ PFI資産

該当ありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、地方企業会計においては、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度の 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

リース料総額の予算額が 300 万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額の予算額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の地方公営企業会計においては、金額に問わず所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借取引に係る方法に応じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(公金運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

II 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

III 重要な後発事象

該当ありません。

IV 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

履行すべき額が確定していない損失補償債務等の額は 16,205 百万円であり、うち貸借対照表に計上した額は 2,818 百万円です。

(2) 係争中の訴訟等

令和 5 年度末時点において、係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは 15 件あり、請求額の合計は 63 百万円です。

V 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体(会計)名	区分	連結の方法
競輪事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結
県立医療大学付属病院特別会計	地方公営事業会計	全部連結
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
港湾事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結
都市計画事業土地区画整理事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
地域振興事業会計	地方公営企業会計	全部連結
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結
鹿島臨海都市計画下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
流域下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

行政目的で保有していたものを用途廃止したもの

イ 内訳

事業用資産（土地） 6,383 百万円

事業用資産（工作物） 0 百万円